

東日本大震災～東京三会多摩支部の活動報告

東京三会復旧復興本部 多摩支部PT担当 東京弁護士会
上 條 弘 次

具体的な活動内容

1 味の素スタジアム（調布市）における活動

味の素スタジアムに福島からの避難者が収容されているとの情報が入ったため、東京三会から東京都に対する申し入れに基づき、法律相談を行うため、本庁及び多摩支部所属の弁護士が3月21日に現地を訪問、当日翌日と2日間の試行を行った。その後23日より土日を含む毎日16:00～18:00に4～6名程度のボランティアの弁護士が相談にあたる体制で、施設内にて相談会を実施した。

4月11日以降は、東京三会多摩支部（以下「多摩支部」という。）が毎日4名の相談担当者派遣を担当することに変更し（5月1日以降は2名）、避難所閉鎖前日の5月21日まで法律相談を実施した。

【味の素スタジアムにおけるデータ】

避難者：総受け入れ人数 約480人（ピーク時の収容人数 約200人）

相談件数：約190件、延べ派遣弁護士数：約190人

なお、東京三会多摩支部では、多摩支部震災対応プロジェクトチームを組織し、東京三会復旧復興本部多摩支部PTと同一組織として震災支援活動に携わる体制とした。

2 ホットライン（無料相談）について

4月27日から9月30日まで、立川法律相談センターに震災用の面接相談枠を設定し、毎週水曜日と土曜日の13:00～15:00に事前予約制にて無料面接相談を実施した。

10月1日からは、震災ホットラインを開設し、都内の避難者を主な対象として、無料面接相談に対応する近隣の弁護士を紹介するなどのサービスを継続的に行っている。

3 情報発信について

多摩支部に避難している被災者向けの「多摩支部版震災Q&A」を作成し、自治体を通じて配布やHP上での公開を行った。

家のローンや家賃のこと、お仕事やお給料のこと、
保険や年金のこと、補修や補償のことなど、
ご相談してみませんか。
無料の法律相談を行っています。

主催：東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

相談日時：3月22日以降
午後4時～6時

相談場所：味の素スタジアムスポーツセンター 1階ロビー
相談の受付も同じ場所で行っております。

私たち弁護士会は、一人でも多くの方々のお力になりたいと思っております。
少しでもお悩みでしたら、是非、お気軽にご利用ください。

質問等ございましたら、緑のジャンパーを来た方の書がご案内いたしますので、お声をおかけください。

～味の素スタジアム避難者の皆様へ～

法律相談日変更のお知らせ

東京三弁護士会多摩支部では、これまで毎日、弁護士による無料法律相談を実施してまいりました。

22日での避難所閉鎖の決定を受け、5月21日まで、相談を延長させていただきます。

5月21日まで 毎日
午後4時から午後6時

21日まで 延長します。

また、メールマガジンを発行し、被災者に対して、直接、情報の提供を行った。現時点で、14号まで発行済みである。

4 巡回相談等について

味の素スタジアムの避難所閉鎖後も、多摩地域の公営住宅や民間賃貸住宅に避難している避難者が多数存在していることから、多摩地域の各市町村における被災者向け巡回相談・被災者向けイベントへの相談担当弁護士の派遣や多摩支部会館を使用しての原発問題説明会・相談会を企画・実施した。

【巡回相談等】延べ15カ所

平成23年

6月20日～東大和市、30日～日野市

7月9日～八王子市、31日～立川市

8月28日～奥多摩町

9月5日～福生市、11日～町田市

10月23日～立川市

12月11日～町田市、17日～さわやか財団(八王子市)

平成24年

2月11日～さわやか財団(多摩市)、12日～八王子市、19日～八王子社協、町田社協

3月18日～東久留米(「つながっぺ福島」)

【多摩支部会館における説明会・相談会】合計3回

平成23年8月27日、11月12日

平成24年2月12日

さらに、被災者支援について協力体制を構築するため、平成24年5月11日、多摩地域の社会福祉協議会と懇談会を開催し、情報交換等を行った。

5 研修

被災者の相談に応じる弁護士を一人でも増やすために、多摩支部でも積極的に震災問題に関する研修を行った。

震災直後の3月末から4月上旬にかけて、4回にわたって同内容の震災相談対応のための研修会を集中的に行ったのを皮切りに、味の素スタジアムでの相談事例を題材とした勉強会を3回行った。

その後も、原発損害賠償問題及び私的整理ガイドラインに関する研修を10、11、12月に連続開催をした。

平成24年に入っても、原発損害賠償ADRに関する研修を3月1日、5月11日に開催したほか、今後も同様の研修を継続的に行う予定である。

東日本大震災 ここが知りたいQ&A

【質問1】急いで避難したため、当面の生活費が足りません。

～下記以外にも、義理金等の支給も実施される可能性があります～

【回答1】手当て金が不足している方は、生活福祉資金(緊急小口資金)の特例措置として、無利息で原則10万円以内(特別な場合20万円)の貸付を受けられます。据置き期間経過後、2年の返済となります(1年以内は返済なし)。できれば身分証と印鑑をご用意の上、最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

【回答2】貸付を受けても返すのが困難な方は、生活保護を申請しましょう。避難所においても被災地に住民登録してあれば、避難先で申請が可能ですので、まずは福祉事務所へご相談下さい。

【質問2】会社が休止・廃止して給与を受け取ることが出来ません。

【回答】事業所が災害により休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方については、実際に離職してなくても失業保険(雇用保険の基本手当)を受け取ることが出来ます。避難して居住地のハローワークにいけないうちは、お近くのハローワークでも失業給付の手続きをすることが出来ますのでご相談下さい。

【質問3】震災で会社が事実上倒産し、未払い賃料があります。

【回答】震災で会社(中小企業)が事実上倒産し、未払い賃料がある方は、「未払賃金立替払制度」を利用できる可能性があります。最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

【質問4】公共料金の支払いはどうなるの。

【回答】電気、ガス、上下水道、固定電話・携帯電話等について、料金支払期限の延伸や免除等を受けられる場合があります。各契約先にご確認ください。

【質問5】年金や健康保険料の支払いはどうなるの。

【回答】健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子供手当の支払にかかるとの出金については、納期限が延長されています。国民年金についても、支払が困難な場合は、申請により全額免除制度を利用できる場合があるので、市町村・年金事務所等にご連絡下さい。

【質問6】住宅ローンがかなり残っている。地震でも免責されないのか。

【回答】家屋が倒壊しても、支払い義務は残ります。被害状況によって、借入先の金融機関から、1年～3年の支払猶予が受けられる可能性があります。借入先の金融機関にご相談下さい。

【質問7】地震による損壊で修理中であったり、避難勧告が出て借家に住めない場合でも家賃は支払わないといけないのか。

【回答】賃借物の使用が、客観的に不可能な場合には、家賃の支払い義務は生じないと考えられています。

【質問8】生命保険に、地震免責条項があります。保険金ははできませんか。

【回答】今回の地震・津波に関しては、生命保険各社は地震による各種条項などは適用しない決定をしました。保険金が支払われる可能性があるので、加入先の保険会社にご連絡下さい。契約先の保険会社不明の場合は、災害地域生保契約照会センター(0120-001-731)へお問い合わせください。

【質問9】火災保険だけで地震保険には未加入です。保険金ははできませんか。

【回答】保険金は支払われませんが、保険(共済)によっては「見舞金」などが出る場合があります。一度加入先の保険会社・共済にご確認ください。なお契約先が分からない場合は、(社)日本損害保険協会0120-501-331/携帯・PHSからは03-3255-1306まで連絡してください。

【質問10】地震・津波で自動車が無くなりました。保険金はもらえませんか。

【回答】車両保険では、原則、地震・地震が原因の津波損害による損害は補償対象外とされています。但し、地震・津波特約があれば補償されるので、加入先の保険会社にご確認ください。

【質問11】一時的な仮設住宅・避難所でも介護保険の給付を受けられませんか。

【回答】従前お住まいの給付市町村から介護保険の給付を受けることが出来ます。

【質問12】銀行の通帳、キャッシュカード、印鑑がなくなりました。

【回答】預金者であることが確認できれば、金融機関は預金の払い戻しに応じてくれます。身分証があれば持参し、それもないときはそのと併せて金融機関にご相談下さい。また、通帳、証書、カード等については、多くの金融機関が再発行してくれます。なお銀行印が無くなった場合は、印鑑の更変手続きをとってください。

【質問13】運転免許証の有効期間が迫っている。更新はできるか。

【回答】運転免許証の有効期間の末日が、平成23年3月11日以降の方は、有効期間が平成23年8月31日まで延長されています。現在、各警察署・運転免許センターが更新業務を停止している可能性がありますので、更新業務再開後更新手続きをして下さい。

【質問14】地震で被害を受けた住宅を補修したいが、どの程度の補修が必要なのか、どの業者に頼めばいいのかわからない。

【回答】平成23年3月11日から、被災住宅の修繕について、国土交通省が相談・診断・業者発着の窓口を設定しました。受付窓口「住まいのダイヤル0120-330-712」(日曜・祝日を除く10時～17時)にご相談下さい。

【質問15】父が行方不明です。財産管理は、相続は。

【回答】親にお父様に法定代理人あるいは財産管理人がいればその人が財産を管理します。そのような人がいない場合は、申立てにより家庭裁判所が財産管理人を選任しその人が財産管理をします。相続は、認定死亡や失踪宣告が下されれば開始しますが、そうでなければ行方不明だけでは発生しません。

【発行元:東京三弁護士会(東京・第一・第二)、東京三弁護士会多摩支部】

避難所から退所される皆様へ

是非ご一読下さい

これからの情報収集に不安はありませんか

労働・賃貸借・ローン問題



保険・生活保護・補償問題



【例えば、こんなお悩みはありませんか？】

- Q - 被害にあった住宅ローンの支払いに困っている。
- Q - 震災で失業してしまった。生活が不安だ。
- Q - 原発による補償制度について知りたい。
- Q - 東京に避難してきたけれども、子供の学校・親の介護をどうすればいいのか。 ～ などなど

無料

【東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・東京三会多摩支部主催】

**弁護士による
無料法律・困りごと相談会
実施中** 面談相談・電話相談両方あるよ

東日本大震災で被害に遭われた皆様の困りごと・疑問・相談に、弁護士が直接【電話】【面談】で親身に相談にのります。
～是非お気軽にご相談下さい！～

【発行元：東京三弁護士会（東京・第一・第二）・東京三弁護士会多摩支部】

～東日本大震災で被害にあわれた方へ～

弁護士による **無料**
法律・困りごと相談

まずはご相談下さい！

東日本大震災で被害にあわれた方々の困りごと・疑問、相談に、弁護士が面談で、親身に相談にのります。

例えば、こんなご悩みはありませんか？

- 「被害にあった家のローンの支払いで困っている！」
- 「震災で失業してしまった。どうしたらいい？」
- 「原発による被害の補償制度について、知りたい。」
- 「東京に避難はしてきたけれど、子どもの学校や祖父母の介護をどうすればいいか、わからない。」
- 「障がいを持つ子どもと一緒に東京で生活するには、どうすればよいかを相談したい！」

そんなあなたの困りごとをぜひ一度、ご相談ください！

じっくりお話を伺い、お答えします。

※ご相談内容に関する書類や書面をお持ちの方は、それらの書類（コピー可）をご持参下さい。より具体的なアドバイスが可能になります。

ご利用方法のご案内

ご相談をご希望の方は、裏面に記載の各法律相談センターまで、お電話にてご予約ください。

※ご予約後、急用などによりキャンセルされる場合は、事前にご連絡をお願いします。

主催：東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京三会多摩支部

【面談相談希望の方】以下の各法律センターまで、電話にてご予約下さい。
※ご予約後、急用などによりキャンセルされる場合には、事前にご連絡をお願い致します。

霞が関法律相談センター 電話番号：03-3581-1511

【予約受付】4月18日（月）以降の平日午前10時から午後4時半まで

【相談時間】平日の午後1時から午後3時まで

【住所】東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階

- 地下鉄：霞が関駅から（丸の内線・日比谷線・千代田線）B1-b 出口より直通
- 地下鉄：桜田門駅から（有楽町線）5番出口から徒歩5分
- 地下鉄：日比谷駅から（都営三田線）日比谷公園をとり徒歩8分
- JR線：有楽町駅から 日比谷口よりお堀沿い徒歩10分



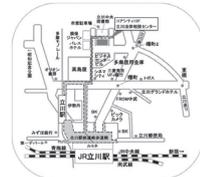
立川法律相談センター 電話番号：042-548-7790

【予約受付】4月25日（月）以降の平日午前10時から午後4時半まで

【相談時間】毎週水曜日と土曜日の午後1時から3時まで

【住所】東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

- JR線：立川駅から北口より徒歩5分
- 多摩モノレール：立川北駅から徒歩5分（高島屋側出口）



【電話相談希望の方】電話相談センターまで直接お電話下さい。

電話相談センター 電話番号：0120-366-556

【相談時間】平日のみ 午前10時から午後3時まで
※フリーダイヤルなので無料です！

霞が関法律相談センター 電話番号：03-3581-1511

予約受付：4月18日（月）以降の平日午前10時から午後4時半まで

相談日時：平日の午後1時から午後3時まで、お受けしています。

【住所】東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階

- 地下鉄：霞が関から（丸の内線・日比谷線・千代田線）B1-b 出口より直通
- 地下鉄：桜田門駅から（有楽町線）5番出口より徒歩5分
- 地下鉄：日比谷駅から（三田線）日比谷公園を通り徒歩8分
- JR：有楽町駅から（山手線・京浜東北線）日比谷口よりお堀沿い徒歩10分



立川法律相談センター 電話番号：042-548-7790

予約受付：4月25日（月）以降の平日午前10時から午後4時半まで

相談日時：毎週水曜日と土曜日の午後1時から3時まで、お受けしています

【住所】東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

- JR：立川駅から北口より徒歩5分

